

令和2年由仁町議会第1回定例会 第1号

令和2年3月5日（木）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和元年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
(令和元年度由仁町一般会計補正予算について)
- 6 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
(令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について)
- 7 議案第 1号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について
- 8 議案第 2号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 3号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 4号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 議案第 6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 14 令和2年度町政執行方針
- 15 令和2年度教育行政執行方針
- 16 議案第 8号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第 9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第10号 由仁町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第12号 由仁町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第13号 由仁町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第14号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第15号 令和2年度由仁町一般会計予算について

- 24 議案第16号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
25 議案第17号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計予算について
26 議案第18号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
27 議案第19号 令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
28 議案第20号 令和2年度由仁町水道事業会計予算について
29 議案第21号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
30 議案第22号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
31 一般質問
32 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
33 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

| | | | | | |
|----|-----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 10番 | 熊林和男君 | 副議長 | 9番 | 後藤篤人君 |
| | 1番 | 大島敏弘君 | | 2番 | 加藤重夫君 |
| | 3番 | 早坂寿博君 | | 4番 | 羽賀直文君 |
| | 5番 | 浮田孝雄君 | | 6番 | 平中利昌君 |
| | 8番 | 佐藤英司君 | | | |

○欠席議員（1名）

7番 大竹 登 君

○出席説明員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | 長 | 松 | 村 | 諭 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 田 | 中 | 利 | 行 |
| 教 | 育 | 長 | 田 | 中 | 宣 | 行 |
| 代 | 表 | 監 | 吉 | 田 | 弘 | 幸 |
| 総 | 務 | 課 | 野 | 島 | | 健 |
| 地 | 域 | 活 | 菊 | 地 | 和 | 夫 |
| 住 | 民 | 課 | 中 | 島 | | 哲 |
| 産 | 業 | 振 | 納 | 口 | 浩 | 昭 |
| 保 | 健 | 福 | 中 | 道 | 康 | 彦 |
| 建 | 設 | 水 | 岩 | 花 | | 司 |
| 会 | 計 | 管 | 山 | 影 | 寿 | 幸 |
| 町 | 立 | 診 | 安 | 達 | | 智 |
| 町 | 立 | 診 | 今 | 澤 | 輝 | 隆 |
| 教 | 育 | 課 | 泉 | | 陵 | 平 |
| 農 | 業 | 委 | 川 | 原 | 田 | 直 |
| 員 | 会 | 事 | | | | 人 |
| 局 | | 長 | | | | 君 |

○出席事務局職員

| | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|
| 局 | | 長 | 河 | 合 | 高 | 弘 | 君 |
| 主 | | 査 | 山 | 口 | 明 | 久 | 君 |
| 事 | | 事 | 清 | 水 | 香 | 葉 | 子 |

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。
よって、令和2年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 早坂君、4番 羽賀君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

- 3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審査結果を報告します。
議会運営委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月3日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

それでは、定例会の付議事件であります。報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として専決処分した事件の報告2件、令和元年度各会計補正予算案7件、条例の一部改正案7件、令和2年度各会計予算案8件の計24件であります。議会提出案件として閉会中の所管事務調査について1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計2件であります。

続いて、議事運営の取扱いについては、報告第1号及び第2号、議案第1号から議案第14号については単独上程とします。令和2年度各会計予算については一括上程とし、予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査とします。令和2年度行政方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月9日正午とします。一般質問については、休会後の13日に行うこととします。

本会議及び議事の日程は、1日目、5日は日程第1から日程第30まで、2日目、13日は日程第31と一般質問のみといたします。最終日、19日は予算審査特別委員会報告及び残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月5日から19日までの15日間とすることで意見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの15日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和元年度12月分及び1月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和元年度定例監査報告をいたします。監査委員から令和元年度定例監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和元年第4回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで3月1日現在4,399件、1億1,645万円となっており、前年度同時期と比べますと件数は503件、金額は831万円の増となっております。増加の要因としては、国の指導により返戻率が見直されたことや当町の品質のよい魅力あるものが選ばれる傾向になったこと、さらにはキャッシュレス決済によるポイント還元の効果が挙げられます。また、返礼品のバリエーションを豊かにし、返礼品を昨年度の120品目から144品目に増加させたことに加え、ふるさと寄附を募る広告を印刷した郵便封筒の活用など積極的にPR活動をしたことによる成果と捉えております。来年度におきましてもさら

なる寄附金の増額を目指して由仁町をPRするとともに、返礼品の新規発掘と確保に努めてまいります。

第2点目は、主な工事の進捗状況についてであります。農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路処理施設第3工区工事は3月6日に完成の予定となっております。

行政報告は、以上2点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和元年第4回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。新体力テストとも言われておりますこの調査は、調査結果を基にして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的の一つとし、毎年全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。実技につきましては、8種目の調査を行い、小学校と中学校の共通実技として握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの7種目のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げを実施しております。その調査結果であります。まず北海道の体力合計点につきましては小中男女いずれも依然として全国平均を下回る結果となっております。次に、当町の調査結果についてであります。小学校男子、中学校男子の体力合計点は全国平均を上回り、前年度の点数も上回る結果であるのに対し、小学校女子、中学校女子の体力合計点は全国平均、前年度の点数ともに下回る結果となっております。内訳では、握力、20メートルシャトルラン、50メートル走、ボール投げにおいて全国平均を上回る傾向にあり、上体起こし、長座体前屈が全国平均を下回る傾向となっております。また、体格と肥満度に関する調査については、北海道では肥満傾向にある児童生徒の出現率が男女ともに高く、当町においても同様の傾向となっております。

次に、第2点目は、令和2年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。今年3月の由仁中学校卒業予定者42名のうち、41名が高等学校への進学を希望しております。出願先の状況については、管内の公立高校には栗山高校に10名、岩見沢東高校に5名、岩見沢農業高校に5名、岩見沢緑陵高校に4名、岩見沢西高校、長沼高校にそれぞれ2名、管外の公立高校には札幌平岸高校、追分高校、千歳高校、苫小牧西高校にそれぞれ1名、計32名が出願しております。また、私立高校には、とわの森三愛高校に3名、札幌日大に2名のほか、東海大札幌、立命館慶祥、駒大苫小牧、白樺高校にそれぞれ1名が出願しております。なお、公立高校の受験は新型コロナウイルス感染症対策のため面接等は行われず、学力検査のみ3月4日に実施されたところであり、合格発表は3月17日に予定されております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和元年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から内容の報告を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第1号、令和元年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、歳出では農業集落排水事業特別会計繰出金の追加で、歳入ではこの財源として財政調整基金を繰り入れたものであります。

緊急を要する事態でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、副町長に説明させます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号 専決処分した事件の報告について（令和元年度由仁町一般会計補正予算について）の報告は終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（熊林和男君） 日程第6、報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

町長から内容の報告を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第2号、令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予

算を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁浄化センターの汚泥濃縮器の修繕及び汚泥運搬処理に係る費用の計上で、歳入ではその財源として一般会計繰入金を充てたものであります。

緊急を要する事態でありましたので、報告第1号と同様の理由によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第2号 専決処分した事件の報告について（令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について）の報告を終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第1号 令和元年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金、農業関係事業費の増額、本年度事業等の完了に伴う予算整理など、歳入ではふるさと寄附金の増額や町民税の追加及び事業費確定に伴う補助金等の整理が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 令和元年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第2号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の減額など、歳入では国民健康保険税及び事業費確定に伴う道支出金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る2月18日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申を頂いているところであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 住民課長
- 住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第2号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

- 議長（熊林和男君） 日程第9、議案第3号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第3号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では集落排水建設費などの予算の整理、歳入では補償費などの減額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

- 議長（熊林和男君） 日程第10、議案第4号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第4号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の減額、基金積立金の増額など、歳入では保険給付費の減額に伴う負担金及び交付金、繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算の整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では理学療法士の採用による人件費及び医薬材料費の増額など、歳入では診療報酬の増額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事

業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費などの予算の整理、歳入では一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第 14 令和 2 年度町政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第 14、令和 2 年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 町政執行方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行うことといたしたいと思しますので、ご了承を願います。

◎日程第 15 令和 2 年度教育行政執行方針

○議長（熊林和男君） 日程第 15、令和 2 年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（田中宣行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 15 分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第 16 議案第 8 号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第8号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方自治法の一部が改正されることに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第8号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い地方自治法の一部が改正されることによりまして、同法を引用する条例において当該法律の規定に条項ずれが生じることから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第8号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係は、由仁町監査委員設置条例の一部改正であります。第3条は請求または要求による監査の規定で、地方自治法の改正により新たに条が加えられ、当該法律を規定している引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。

第2条関係は、由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。第5条は議会の同意を要する賠償責任の免除の規定で、第1条関係と同様の理由により引用条項を改正案のとおり改めようとするものであります。

附則であります。この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 由仁町監査委員設置条例及び由仁町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第17、議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本年4月1日から任用する会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、会計年度任用職員の任用形態や任用手続が様々であることを鑑み、それぞれの会計年度任用職員にふさわしい方法でサービスの宣誓を行うことができるよう必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第9号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条はこの条例の目的の規定で、文言の整理であります。

第2条は職員のサービスの宣誓の規定で、第1項は文言の整理のほか、新たに職員になった者の宣誓書の署名は任命権者の面前とされていたものを任命権者または任命権者の定める上級の公務員に改めようとするものであります。

第2項は新たに追加する項で、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる旨の規定を追加しようとするものであります。

附則であります。この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第10号 由仁町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 由仁町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、条例本文において引用しております法律の名称が変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第10号 由仁町固定資産評価審査委員会条例の一部を

改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、条例の本文において引用されております法律名及び引用する条項が改められたことによるもので、併せて一部文言の整理を行っております。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第10号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

第6条第2項が今回の改正部分であります。行政手続のオンライン化に必要な事項を定めた行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆる行政手続オンライン化法であります。この名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、こちらデジタル行政推進法と言われております。これに改められ、内容の改正が行われましたことから、引用しております法律の名称及び電子情報処理組織についての引用条項を改め、弁明の提出とみなす場合についての表現を改めたものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の放課後児童支援員認定資格研修受講に係る経過措置期間を延長するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例の基準であります厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されまして、これまで事業に従事する者及びその人数、いわゆる職員に関する規定につきましては国において一律に定める従うべき基準、これは町の裁量がない基準として定められておりましたが、この基準が地域の実情に応じ町の裁量で定めることができる参酌すべき基準とする改正が行われたところであります。このたびの条例改正につきましては、今後不足することも想定されます放課後児童支援員の確保を目的といたしまして、本年3月31日までの経過措置規定につきましてその期限を延長しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第11号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

まず、第10条第3項では放課後児童支援員の基礎資格について各号列記されており、都道府県知事、または指定都市の長が行います認定資格研修を修了しなければならない旨が規定されているところであります。

2ページをお開き願います。下段のほうになりますが、制定附則第2条に職員に関する経過措置が規定されており、現行では平成32年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者、これも放課後児童支援員含む旨の経過措置が規定されておりますが、改正案におきまして平成32年3月31日を令和5年3月31日に改正し、3年間本経過措置規定を延長しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第20、議案第12号 由仁町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 由仁町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、土地改良法施行令の一部改正に伴い、国営土地改良事業負担金の償還利率が改正されたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第12号 由仁町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、土地改良法施行令の一部改正により国営の土地改良事業に係る負担金の償還利率について昨今の金利水準を踏まえ、適宜変更できるよう改正しようとするも

のであります。

新旧対照表で説明しますので、議案第12号資料を御覧願います。右が現行、左が改正案です。

第5条は、負担金の徴収方法等で、第2項第1号の農業用排水施設に関する国営事業の償還利率について、現行「年5パーセント」を「土地改良法施行令第53条第2項の農林水産大臣の定める率」に改めるものです。

第2号から第4号についても同様に現行「年5パーセント」を「政令第53条第2項の農林水産大臣の定める率」に改めるものです。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

2ページになります。第2項は経過措置で、この条例による改正後の条例の規定は、施行日以後に開始する国営事業から適用し、施行日前に開始した国営事業については、なお従前の例によるものです。したがって、当町において既に事業が完了しております国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業については、本条例改正による影響を及ぼすものではありません。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第21、議案第13号 由仁町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、債権関係の規定等を変更する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第13号 由仁町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、4月1日から民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、賃借人の帰責事由による修繕義務や敷金の定義及びその基本的な規律が明文化されるなど、賃貸借契約に関する規定も盛り込まれているため、町が管理する住宅の条例を見直すものです。町の住宅の条例は、国土交通省住宅局長通知による公営住宅管理標準条例を参酌しており、この公営住宅管理標準条例も民法の改正に伴い改正されたため、由仁町営住宅管理条例はもとより、由仁町産業住宅設置及び管理条例、由仁町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例を標準条例に準じ改正するものです。

主な改正の内容は、町の住宅の賃借人が通常損耗分や経年変化についても原状回復義務を負うことや入居時に納めている敷金を退去時に家賃が支払われていないときその債務に充てることができることを明文化したもので、その他文言等の整理を行うものです。

改正の詳細につきましては、議案第13号資料で説明いたしますので、御覧ください。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第1条関係は由仁町営住宅管理条例の一部改正で、標準条例の改正に伴い、第9条は入居者の選考の規定で、第3項、「抽せん」を「公開抽選」に改めるものです。

第15条は収入の申告等の規定で、第3項本文の「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加えます。これは、収入申告を行わない未申告者の収入を調査する権限に関する規定を加えるものです。

1ページの下段から2ページの上段にわたり御覧ください。第19条は敷金の規定で、第3項ただし書の「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、第3項以降を繰り下げ、第2項の次に新たに第3項として「入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを

請求することができない。」を加えます。これは、民法の一部改正により敷金の定義が明文化されたことにより条文を整理したものです。

第21条は修繕費用の負担の規定で、第1項の「費用（畳の裏替、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。）は」を「費用は、町がその修繕に要する費用の入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改めるものです。これは、民法の一部改正により賃借人の原状回復に関する基本的な規定が明記されたことに伴い、修繕に要する費用を入居者の負担とする場合の条文を整理したものです。

第2項の「前項に掲げる修繕」を「町営住宅等の修繕」に、「同項」を「前項」に改めます。

第22条は入居者の費用負担する義務の規定で、文言の整理として第1号の「下水道」を「農業集落排水施設」に、第4号の「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において町が負担することとされているもの」に改めます。

第31条の収入超過者に対する家賃の規定は、後ほど第53条の家賃の規定と第54条の準用の規定で説明をいたします。

3ページをお開きください。3ページ中段の第42条は町営住宅の明渡し請求の規定で、第3項の「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改めます。これは、民法の法定利率が年3%に改められ、その後3年を1期として変動するため改めるものです。

2ページに戻りまして、下段の第31条の収入超過者に対する家賃の規定と3ページをお開きください。第53条の家賃の規定、第54条の準用の規定に第14条の第4項の規定と公営住宅法施行令第8条の第3項の規定を加えるもので、これは収入申告が困難な認知症等である者に対して通常収入申告があったとみなし、家賃を決定する規定です。

4ページをお開きください。次に、第2条関係は由仁町産業住宅設置及び管理条例の一部改正で、第16条の敷金の規定及び5ページをお開きください。第18条の入居者の負担する費用の規定を由仁町営住宅管理条例同様に改正するもので、改正に伴い第16条は項の繰下げ、第18条は号の繰上げを行うものです。

次に、第3条関係は由仁町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正で、第16条の敷金の規定及び第17条の入居者の負担する費用の規定も由仁町営住宅管理条例同様に改正するもので、改正に伴い第16条は項の繰下げ、第17条は号の繰上げ及び文言の整理を行うものです。

6ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 入居者の費用弁償の部分で敷金を使えますよと、こういう説明だと思えますけれども、弁済事件の事情というのはいろいろあります。例えば退所するとき

の弁償の仕方と入居中の弁償の仕方、これ敷金は1回なのでしょう、使えるのは。入居中の場合は敷金で足りない部分、これは当然財産の差押えまでいってしまうのですか。そのあたりどうなのでしょう。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時46分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） ただいまの質問の回答になりますが、家賃の滞納の整理は要綱に基づいて整理をすることになりますが、敷金を充てることは可能となります。足りない場合は、損害賠償の請求として整理をするということにはなりますが、途中で滞納をしたときの整理についてはこの敷金を弁済として充てることができるということです。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） もう一つ確認させてください。

入居を続行しています。片方は入居をやめますと。今の説明、やめますのほうはこれで分かるのです。ところが、入居をまだ継続してやりますよと。この方は敷金はなくなりますね、使ってしまうと。そうですね。その次はすぐ財産差押えの裁判のほうに入っていくと、こういう解釈でいいのですね。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長。

○建設水道課長（岩花 司君） そのとおりです。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第14号

○議長(熊林和男君) 日程第22、議案第14号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第14号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 議案第14号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定について5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、指定の更新に係る手数料の規定を加えるものです。また、水道法施行令の一部改正により新たな規定が加えられ、条ずれが生じたことから、改正をするものです。

改正の詳細につきましては、議案第14号資料で説明いたしますので、御覧ください。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第29条は指定給水装置工事事業者を指定する等の手数料の規定で、現行欄の第2号、第3号を改正案のとおり繰下げ、第1号の次に新たに第2号として指定の更新をするときの手数を新規で指定する手数料と同額の「法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき9,500円」を加えるものです。

第33条は給水装置の基準違反に対する措置の規定で、水道法施行令の一部改正により新たな条が加えられ、条ずれが生じたことから、同条第1項中「第5条」を「第6条」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

（「ちょっと待て」の声あり）

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） 改正案と現行と両方載っていますよね。この現行のほうの施行日、特に年数、何年に現行が始まって、今回改正するのか。ちょっと年度だけ教えていただけますか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時55分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 先ほどの質問の回答ですが、平成27年1月22日に制定をしております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それと、もう一つお聞きしたい。

改正案のほうは農業集落排水施設、現行のほう、これは下水道と。

（何事か言う声あり）

○5番（浮田孝雄君） 終わったの。

（「終わったんです」の声あり）

○議長（熊林和男君） よろしいですか。

○5番（浮田孝雄君） これはいいです。今のはいいです。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第15号ないし日程第30 議案第22号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第23、議案第15号から日程第30、議案第22号までの令和2年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第23、議案第15号から日程第30、議案第22号までを一括議題といたします。町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第15号から議案第22号までの令和2年度各会計予算につきましては、さきに申し上げました令和2年度町政執行方針に基づき、それぞれの予算を計上したところであり

ます。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第15号から議案第22号までを会議規則第39条の規定により、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第22号までを議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（河合高弘君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大畠敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時25分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に羽賀君、副委員長に大畠君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第15号から議案第22号までの令和2年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日6日から3月12日まで休会とし、3月13日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡いたします。

3月13日の開議時間は午前9時30分からとしますので、時間までにご参集を願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時27分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

3 番議員 早 坂 寿 博

4 番議員 羽 賀 直 文